

岐阜県公報

第二千三百九十八号
平成二十四年十一月二十日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 七四七^ハ

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 七四八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七四八

指定医療機関の名称等の変更の届出

(同) 七四九

指定訪問看護事業者等の休止の届出

(同) 七四九

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七四九

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 七五〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 七五〇

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(建設政策課) 七五一

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

(街路公園課) 七五一

岐阜県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
久美愛厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会	高山市中切町一	平成四 ^ハ 年一
いはらクリニック	井原公員	大垣市青墓町一 一三一	同
クリニックIEB	社会福祉法人 浩仁会	揖斐郡揖斐川町長良六五七 一	同
カブチ山田クリニック	医療法人 BT	加茂郡七宗町神淵一〇二九〇 一	同
中央歯科医院	武田浩昌	各務原市鷺沼三ツ池町二 二四二 一	同
グリーン薬局 久美愛病院前店	たんぼば薬局株式会社	高山市上切町三二七 一	同

ひるい調剤薬局	株式会社ハーズ	大垣市青墓町一	一三三	同
中部薬品 高山南薬局	中部薬品株式会社	高山市石浦町二	一八八	同
マリールアルプス薬局	株式会社ミルキ 「フアーマシー」	高山市上切町三五〇	一	同
大林調剤薬局	有限会社大林調 剤薬局	高山市上切町三四三	一	同
たんぼば薬局 東海中央病院前店	たんぼば薬局株 式会社	各務原市蘇原東栄町二	一〇二二	同
スズキ薬局 高山イ ンター店	株式会社スズキ 薬局	高山市中切町四七	一	同
うしきデンタルクリ ニツク	成田 素	瑞穂市牛牧一〇六四	一	同
医療法人知真会 伊 藤内科	医療法人 知真 会	多治見市太平町三一	一五	同

岐阜県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業 業者等の名称	指定訪問看護事業 者等の事務所の所 在地	訪問看護ステ ーション等の名称	訪問看護ステ ーション等の所 在地	指 定 日
岐阜県厚生農業 協同組合連合会	岐阜市宇佐南四 一三一	ひだ訪問看護ス テーション	高山市中切町一	平成 二四・五 一

岐阜県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所 在 地	廃止年月日
久美愛厚生病院	岐阜県厚生農業 協同組合連合会	高山市大新町五 六八	平成四・四・三〇
カブチ山田クリニツク	山 田 博 愛	加茂郡七宗町神淵一〇二 九〇一	平成四・四・三〇
高山市国民健康保険 丹生川診療所	高 山 市 長	高山市丹生川町方八八	平成四・三・三
青 木 医 院	青 木 靖	揖斐郡大野町黒野七二三	平成四・三・三
深谷歯科医院	深谷 逸 夫	中津川市手賀野五五 三	平成四・四・七
乗松歯科医院	乗松 雅 嗣	揖斐郡大野町黒野七九六 八	平成四・二・三
大林調剤薬局	有限会社 調剤薬局 大林	高山市大新町五 五四	平成四・四・三〇
グリーン薬局 大新 町店	たんぼば薬局株 式会社	高山市大新町五 五九	平成四・四・二六
アサヒ薬局	浅野 全 子	羽島市正木町須賀二〇七 八 四四	平成四・四・二六
ヤナセ薬局	柳瀬 徹 明	揖斐郡池田町六之井一四 七三 五	平成四・三・三

古田調剤薬局 古田雅久 郡上市美並町白山七八〇 平成西・四・八
 健康第一薬局 リオ 株式会社健康第一調剤薬局 本薬市政田字上市場一四〇四 平成西・三・三

岐阜県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
はくあい内科クリニック	新 特定医療法人 博愛会 旧 特定特別医療法人 博愛会	不破郡垂井町東神田二二三一	平成西・三・三六
新 中部薬品 可児薬局	中部薬品株式会社	可児市土田一三五六三	平成西・四・一
旧 サンファーマシ I 可児薬局			

岐阜県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により

次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
株式会社新生メデイカル	岐阜市宇佐南四二〇一四	新生メデイカル訪問看護ステーション	高山市岡本町二一八二一	平成西・四・一

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふNPOセンター
- 三 代表者の氏名 駒宮 博男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市藪田南五丁目一四番一二号岐阜県シンクタンク庁舎内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決

し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十一月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

美濃製絲株式会社

三 建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 村井正平 外二者
(変更後) イオンビッグ株式会社 鈴木新樹

イオンリテール株式会社 村井正平

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十一月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

美濃製絲株式会社

三 建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イオンリテール株式会社 一部区画

(変更前) 午前十時から午後九時
(変更後) 午前七時から午後十一時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十一月二十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

平成二十四年十一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社